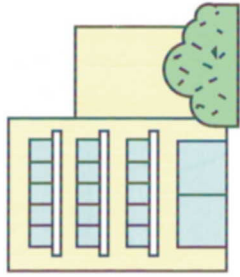


軽自動車の保管場所「届出」及び「標章」交付申請の手続について

1.届出先

保管場所を管轄する警察署



2.必要な書類

届出は、次の書面を提出して行います。

(1) 自動車保管場所届出書

自動車保管場所届出書(新規・変更)		自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
		長さ	センチメートル
		幅	センチメートル
		高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置 (変更前)			
※ 保管場所標章番号			
上記の事項について届出をします。			
警察署長 殿		〒 ()	年 月 日
届出者		住所 ()局	番
		氏名	(印)

(2) 保管場所標章交付申請書

届出書とともに、保管場所標章交付申請書2通を提出し、保管場所標章の交付を受ける。

(3) 添付書面

- ① 保管場所使用権原書面
申請の保管場所を使用する権原を確認できる書面
(駐車場の契約書、使用承諾証明書、自認書等)
- ② 保管場所の所在図、配置図
所在図：保管場所付近の道路及び目安となる地物を表示したものの
配置図：保管場所及び保管場所の周囲の建物、空地、道路等を表示したものの

※ すでに自動車検査証を取得している場合は、自動車検査証の写しを添付して下さい。

迷惑な駐車をしない街づくり

軽自動車の 保管場所 届出

自動車の保管場所の確保等に
関する法律



保管場所標章
200000010
神奈川県 〇〇市
〇〇〇 警察署長

神奈川県警察
神奈川県軽自動車協会
(一社)神奈川県自動車会議所

保管場所届出

横浜市・川崎市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・相模原市(津久井警察管内は除く)・秦野市・厚木市・大和市・海老名市・座間市

(※上記区域は平成12年6月1日における区域)

1.届出が必要なもの

- 適用市に住んでいる人が、軽自動車を買った又は譲り受けた。
 - 適用市に引っ越してきた。
 - 届出をしている保管場所を変更した。
- 上記の場合、届出が必要です。

2.「保管場所の要件」とは

保管場所の要件は、次のとおりです。

- ①使用の本拠の位置との距離が2キロメートルを超えないこと。
- ②道路から支障なく出入りでき、かつ、自動車の全体を収容できるものであること。
- ③自動車の保有者が保管場所として使用する権原を有すること。

3.「保管場所標章」の表示

届出を行うと保管場所標章が交付されます。軽自動車の後面ガラス又は車体の左側面に貼り付けてください。

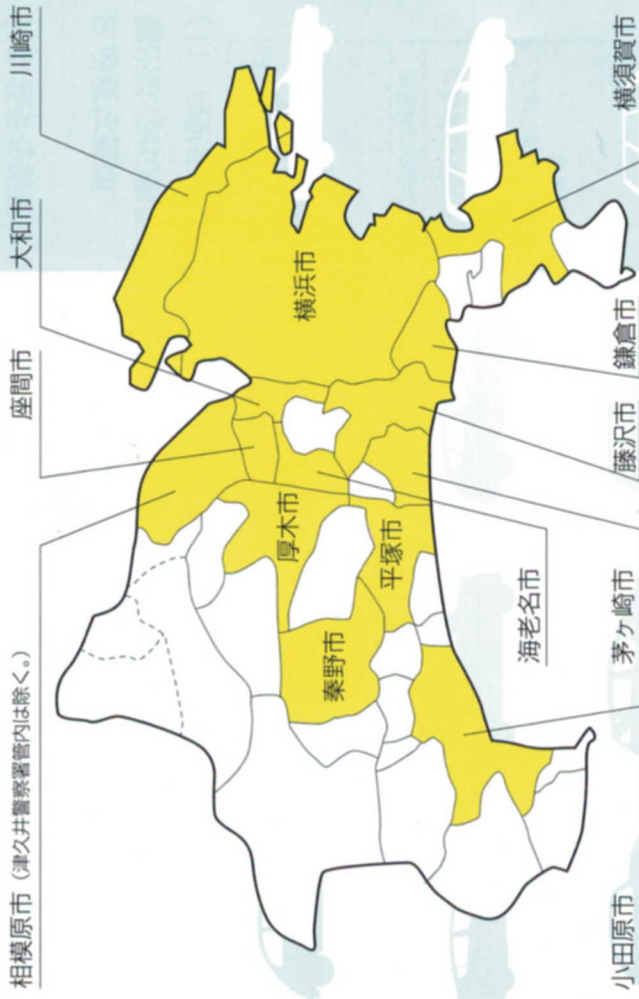


4.保管場所のない車は運行禁止

保管場所のない軽自動車は、運転を禁止されることがあります。

☆お問合せ先

詳しくは、最寄りの警察署・県警本部
駐車対策課におたずねください。



(※上記区域は平成12年6月1日における区域)

5. 罰則も適用されます。

違反行為	罰則	基礎点数
不届出・虚偽届出	10万円以下の罰金	—
長時間駐車禁止の違反	20万円以下の罰金	2点
保管場所としての道路の使用禁止違反	3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金	3点